

【重要事項説明】

★事業所の名称及び所在地

名称： 一般社団法人坂戸鶴ヶ島医師会立居宅介護支援事業所さつき

所在地：〒350-0212

坂戸市大字石井2327-5

電話番号：049-288-3050

事業所番号：1176000279

サービス種別：居宅介護支援

★営業日及び営業時間

営業日：月曜日から金曜日（9：00～17：00）

休業日：土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月4日）

24時間連絡体制：電話により連絡が可能な体制をとります。

★通常の事業の実施地域

坂戸市・鶴ヶ島市

※上記地域以外の方でもご相談に応じます。

★従業員の職員体制

管理者：1人 介護支援専門員：1人以上 事務：1人以上

★居宅介護支援の内容

- (1) インテーク・・・初回の相談を受けて、利用者家族と面談します。
- (2) アセスメント・・・利用者の居宅を訪問して利用者、家族と面談した上で課題の分析をします。
- (3) 居宅サービス計画原案の作成・・・アセスメント後居宅サービス計画原案の作成をします。
- (4) サービス担当者会議・・・居宅サービス計画原案を基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。
- (5) 文書による同意・・・サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後利用者又は家族により文書における同意を受けて交付します。
- (6) モニタリングの実施・・・少なくとも月1回、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施し記録します。
- (7) 居宅サービスの計画の変更・・・利用者の状態が変化した等の場合は速やかに居宅サービス計画変更のための、上記(2)から(5)の実施をします。

★利用料について

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1か月につき要介護度に応じて料金をお支払いただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口に出すと、全額払い戻しを受けられます。

★事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

★サービス内容に関する相談・苦情窓口について

事業所 苦情・相談窓口（担当：管理者）

電話番号：049-288-3050

受付時間：月曜日～金曜日（午前9時～午後5時）

その他苦情・相談窓口

☆埼玉県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

電話：048-824-2568

受付時間：午後8時30分～午後5時00分（土日祝日を除く）

☆介護保険課

| | | |
|---------------------|---|--------------|
| 坂戸市役所 高齢者福祉課 介護保険係 | ： | 049-283-1331 |
| 鶴ヶ島市役所 介護保険課 | ： | 049-271-1111 |
| 川越市役所 福祉部介護保険課 | ： | 049-224-8811 |
| 東松山市役所 健康福祉部高齢介護課 | ： | 0493-23-2221 |
| 毛呂山町役場 高齢者支援課介護保険係 | ： | 049-295-2112 |
| 川島町役場 健康福祉課福祉グループ | ： | 049-297-1811 |
| 鳩山町役場 長寿福祉課 | ： | 049-296-1211 |
| 日高市役所 長寿いきがい課介護保険担当 | ： | 042-989-2111 |

★ハラスメント対策について

厚生労働省より通知されております内容は、介護支援専門員一同定期的に研修し間違った行為が無いよう努めております。また、ご利用者様やご家族様より身体暴力や精神的暴力、セクシャルハラスメント行為等が行われた場合、発覚した時点で契約終了とさせていただきます。

★秘密保持

従事者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

★高齢者虐待防止・身体拘束等の適正化について

当事業所では、高齢者虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会や職員の研修を定期的に行い、日頃よりこれに努めております。（詳しくは、施設内設置「高齢者虐待防止のための指針」「身体拘束適正化のための指針」をご覧ください。）

★個人情報の保護について

当事業所では、ご利用者またはそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が遵守した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守した適切な取扱いに努めます。また知り得た情報は、介護サービス提供以外の目的では利用しないものとし、その情報提供時にはご利用者またはご家族の同意を得るものと致します。

★感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の予防及びまん延防止のため、管理者を中心に定期的な研修と訓練を行います。

（詳しくは、施設内設置「新型コロナウイルス感染症時における業務継続計画」をご覧ください。）

★業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害においてもご利用者の介護サービスが滞りなく行われるよう、計画案を作成し定期的な研修と訓練を行います。（詳しくは、施設内設置「新型コロナウイルス感染症時における業務継続計画」「自然災害発生時における業務継続計画」をご覧ください。）